様式第１号（第３条関係）

文　　書　　番　　号

　　年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　様

学校設置者

　　　年度私立高等学校高校生等臨時支援金交付申請書

標記について、下記のとおり交付されるよう、私立高等学校高校生等臨時支援金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

１　交付対象期間　　　　　　　　年　　月　　～　　　　　　年　　月

２　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　※　内訳は、別紙のとおり。

様式第２号（第４条関係）

岩手県指令　　第　　号

学校設置者

　　　　年　月　日　第　号で申請のあった学校設置者が行う授業料債権の弁済に要する経費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）第５条の規定により、次の条件を付けて　　年度私立高等学校高校生等臨時支援金　　円を交付することに決定しましたので、同規則第７条の規定により通知します。

　　　　　　年　　月　　日

岩手県知事　達　増　拓　也

　交付の条件は次のとおりとする。

１　交付対象事業者は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）及び私立高等学校高校生等臨時支援金交付要綱に従わなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時支援金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(１)　法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合

(２)　破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合

(３)　私立学校、専修学校及び各種学校の設置する者の運営上著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がある場合

(４)　会計処理その他事務処理が著しく適正を欠いている場合

(５)　役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校等の運営に適正な執行を期しがたい場合

(６)　教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合

(７)　臨時支援金の申請書類等に、故意又は重大な過失により事実と異なる記載をしたと認められる場合

(８)　その他事務処理体制又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

様式第３号（第６条関係）

文　　書　　番　　号

　　年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　様

学校設置者

　　　　年度私立高等学校高校生等臨時支援金変更交付申請書

　　年　　月　　日　　第　　号で交付決定を受けた　　　　年度私立高等学校高校生等臨時支援金について、下記のとおり変更してくださるよう、私立高等学校高校生等臨時支援金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

１　交付対象期間　　　　　　　　年　　月　　～　　　　　　年　　月

２　既交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　変更交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　差額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　※　内訳は、別紙のとおり。

様式第４号（第６条関係）

岩手県指令　　第　　号

学校設置者

　　　　年　月　日　第　号で申請のあった　　　　年度私立高等学校高校生等臨時支援金変更交付申請については、申請のとおりこれを承認し　　　　年　　月　　日付け岩手県指令　　第　　号による交付決定額を次のとおり変更したので、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）第12条の規定により、通知します。

　　　　　　年　　月　　日

岩手県知事　達　増　拓　也

　　臨時支援金の額　　　　　　　　　　　　円

様式第５号（第７条関係）

文　　書　　番　　号

　　年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　様

学校設置者

　　　　年度私立高等学校高校生等臨時支援金中止（廃止）承認申請書

　　年　　月　　日　　第　　号で交付決定を受けた　　　　年度私立高等学校高校生等臨時支援金について、次のとおり中止（廃止）したいので、私立高等学校高校生等臨時支援金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請します。

　理由

様式第６号（第９条関係）

文　　書　　番　　号

　　年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　様

学校設置者

　　　　年度私立高等学校高校生等臨時支援金に係る実績報告書

　　年　　月　　日　　第　　号で交付決定を受けた　　　　年度私立高等学校高校生等臨時支援金の実績について、私立高等学校高校生等臨時支援金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

１　交付対象期間　　　　　　　　年　　月　　～　　　　　　年　　月

２　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　実　績　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　※　内訳は、別紙のとおり。

４　不　用　額（２－３）　　　　　　　　　　　　　円

（不　足　額）